

第3回岐阜県震災対策検証委員会 委員発言要旨

平成23年6月20日

13:30~15:25

<耐震化分科会からの報告について>

- ・耐震化分科会からの提言方針について、資料1の4-(4)から4-(7)に基づき説明。
- ・その他、4-(8)について、道路、特に緊急輸送路そのものの液状化への対策についての意見があった。
- ・提言に基づき、行政が具体的な施策を講じる際には事前に効果を予測した上で施策を立案するとともに、その成果を検証しながら施策を進めていただきたい。
- ・きちっとした耐震化は費用がかかるが、簡易的な耐震化もある。分科会では、そのあたりのメリハリをつけた耐震化の提言の案があったように思う。
- ・4-(4)の「耐震性の早期確保」がそれに相当する。一般的な改修だと「耐震改修+」になるが、それを耐震化に特化した改修にすることで早期の耐震化を進める。

<原子力分科会からの報告について>

- ・原子力分科会からの提言方針について、資料1の3-(1)から3-(9)に基づき説明。
- ・3-(1)「法に基づいた」とはどういうことか。現行法のことか、法を新たに作るのか。
- ・3-(2)「ひとまず」とは？国のEPZの見直しができたらそれに直すという意味か。
- ・現在の法令では、岐阜県はEPZの範囲から外れており、事業者からは紳士協定のようなもの(申し入れ)で情報をいただいている。それを、法令の中で岐阜県に通報していただける体制となるよう要望する。
- ・今の地域防災計画では、原子力事業所の事故等の直接的な影響が岐阜県に及ぶことは想定していないが、今回の福島のように、30kmを超えて岐阜県にも被害が及ぶことがありえるかもしれない。
- ・対象を全県としてしまうと対策が大変なので、ひとまずEPZで想定される20kmから30km範囲を想定する。

<災害医療分科会からの報告について>

- ・災害医療分科会からの提言方針について、資料1の5-(1)から5-(26)に基づき説明。
- ・5-(1)現状では、自律的に活動を行うDMATを県として把握する仕組みがない。患者数及び県内の医療資源を把握し、どこに、どれだけ、どの手

段をもって搬送するのか、もしくはSCUまで運ぶのか。より多くの人を救うための体制づくりのため、指揮命令系統の整備が必要。

- ・今回、検視の役割が非常に大きかった。5 - (29)にはわずかしき書いてないが、検視体制の整備をまず先にやらなければならない。
- ・福祉弱者等々は、広いところで収容することはなじまない。車の中にしかいられず、エコノミー症候群も出ている。その後のフェーズにおいて死者を減らすため、十分な整備が必要。
- ・今回、現場に検視官はいたが、検視をするドクターがいなかった。岐阜県ではこのようなことがないようにしなければならない。
- ・5 - (16) 県内に緊急被ばく医療機関はないのか。
- ・県内にも岐阜県総合医療センターなど除染設備を有する医療機関はあるが、体制が弱い。どこまで対応できるか。
- ・EPZのかからない地域では、整備が遅れがちである。それではだめだ、という提言である。
- ・5 - (7) 医療拠点のインフラとあるが、道路を強くするといった交通アクセスも含めるのか。
- ・橋が落ちたり、重機が動かなかったりすると道路は使えない。医療の場合、想定外は許されない。今回、道路が使えないところでヘリが活躍した。拠点病院にはヘリポートが必要。
- ・インフラとしての地域の診療所は、軽傷をこなすのにとっても大事。
- ・道路は渋滞一つで通れなくなる。道路は安心にならない。徒歩や自転車の方が大切。
- ・軽傷でも、破傷風等大事に至ることもある。地元のかかりつけ医師の協力は不可欠。
- ・緊急輸送路の耐震化は、国も県も進めている。すぐに100%にするのは無理でも、拠点を結ぶような輸送路は優先度を付けて、多少被害を受けてもすぐに復旧できるようなシステムが確保されれば、拠点病院が活かされる。「道路は使えない」という前提ではなく、色々な方策で拠点を使えるようにするシステムを提言に入れられれば、と考える。
- ・5 - (18) 東海・東南海連動型地震の場合、岐阜県で患者を受け入れることはあっても、岐阜県の重症患者が愛知県へ行くことは無いと思う。では、岐阜県の重症患者はどこへ搬送されるのか。
- ・北海道や九州など、かなり離れたところに固定翼で搬送する場合には、現在は小牧あたりが広域のSCUになっている。5 - (18) は、県内のSCUが必要だという意味。県内のSCUで一旦まとめたうえで固定翼機の搬送拠点まで一次搬送する。
- ・北海道では固定翼の方が有効に使われている。

< 広域受援分科会からの報告について >

- ・ 広域受援分科会からの提言方針について、資料 1 の 5 - (2 7) から 5 - (3 9) に基づき説明。
- ・ 5 - (3 2) 被害情報集約システムは、そもそもインターネット回線を使っている。大災害時に果たして機能するのか。
- ・ 入力項目が「建物倒壊数」など、マスコミ発表向けの情報となっている。市町村に必要なのは、「必要な物資の量」などの情報ではないか。
- ・ 本当に機能するのか、もう一度再検証していただきたい。
- ・ 震災に限ったことではないが、国からの調査がそのまま市町村に流されてくる。それに対応するだけでも手一杯。もし災害が起きれば、とても対応できない。市町村への情報の流し方を考えていただきたい。
- ・ 発災時に、市町村が必要としている情報と県として把握したい情報とを、迅速に収集して伝達できるようなシステムの構築を提言としてまとめたい。

< 各分科会以外の項目について報告 >

- ・ 教育のところで、災害心理学者が言うところの「正常性バイアス」(目の前に危険が迫ってくるまで、その危険を認めようとしない人々の心理傾向、つまり「危険を無視する心理」を指す：消防防災博物館 HP より引用)という形で、今回教育をしても、住民は何年もすると防災への関心が薄れることが問題点だと指摘されているが、それに対する対策も盛り込んでおく必要があるのではないか。
- ・ 5 - (4 6) の高速道路の使用について、ドクターヘリについても NEXCO と話をして、SA (サービスエリア) や PA (パーキングエリア) を使用する包括的な合意は得られているが、日常的に使用して慣れていただくことが必要ではないかと思う。平常時に使えるからこそ災害時にも使えるということだ。県と協力をしながら進めていければと思う。
- ・ 岐阜県内の PA , SA でもヘリが離着陸できる場所があるので、活用していただきたい。
- ・ 今回の震災でも、常磐道や東北道では、復旧支援任務の自衛隊や消防の職員が SA を活用されている。
- ・ 中日本高速道路管内の各県とは SA , PA 活用についての協定を締結している。
- ・ 日常的にそういった場所を使うことによって、災害時に、よりいい反応ができるのだと思う。
- ・ 県の無線機械室の天井には配水管 (消火用、給水用、雑排水用、雨水用) が上層階の受水槽に貫通している状態。耐震性のあるフレキシブル管でもないようだ。災害時には、配管が損傷し、漏水し、無線機械室のフロアが冠水しかねない。
- ・ 今回の被災地でも、漏水が原因で無線機械が使えず、情報収集に大きな支

障が出た事例もある。

- ・無停電電源装置については、水没してしまうと発電機が動いていても電気が送れない状態になる、大変重要な電源設備なので、ご配慮いただきたい。
- ・他の場所で空きスペースがあれば、移設してもらおうといい。
- ・転倒防止対策についてもお願いしたい。
- ・次に、災害から身を守るために、「観天望気」(自然現象や生物の行動の様子などから天気を予想すること)の考えを取り入れ、県民の気象への意識向上が必要。
- ・市町村から避難勧告や避難指示が出る前に、各種の予兆現象(裏山の水が濁る等)に気をつけて、危険を感じたら退避する、自分の身を自分で守る重要性を周知してもらいたい。
- ・また、小・中学生への防災教育プログラムや、防災訓練での実戦的な訓練や、日頃の備えのマニュアル化が必要。
- ・東海・東南海・南海の連動地震が起こった際に、東海道新幹線はどこで止まるのか、岐阜羽島駅で乗客が滞留することもありうる。(岐阜県が、という訳ではないけれども)視野に入れた方がいいのではないかと。
- ・県内のどこに危険物があるのかを把握した方がいいとの話があったが、事業者だけではなく、学校や試験研究機関等にも危険物があるので、視野に入れた方がいい。
- ・東海・東南海・南海の連動地震が起こった際には、今想定している津波よりももっと大きな津波が来るだろう。
- ・岐阜県には海拔0m地点がある。今回の東北の津波を見ても、上流20km以上まで津波が遡っている。北上川の17~8km上流の大堰が破壊されている。岐阜県は長良川に河口堰がある。河口堰は津波の時には上げる。上げた場合には、高い水位が上流まで来ることになる。
- ・濃尾地震のとき、岐阜県の堤防がいかにもズタズタに被害を受けたかは教訓とすべき。岐阜県が管理する堤防に被害が出たときには当然、県はその状況を把握するだろうが、国直轄の堤防に被害が出たときには県にスムーズに情報が来るのかどうか心配。
- ・津波が河川を遡ってきたとしても、岐阜県には高い堤防があるから大丈夫だと言われるかもしれないが、もし堤防がやられたらどうなるか。
- ・濃尾地震の時には、まだ県民に水防の意識があったと思う。水が来たらここまで逃げるとか、高いところまで逃げた経験があっただろう。
- ・しかし、今は立派な堤防ができた結果、県民はすっかり安心している。
- ・堤防も本当に大丈夫か、ということも押さえておくべき。
- ・農業用ダムだけでなく、発電用、治水用のダムも、県管理のものもあれば、国直轄管理のもの、その他管理のものもあると思う。
- ・過去の災害が物語っているように、これらについても言及しておくべきだ

と思う。

- ・放射能に汚染されたがれきについて、岐阜県はその処理を受け入れるのか。岐阜県は原発にとり囲まれていると言ってもいい。今回の福島第一原発の事故を受け、放射能に汚染されたがれき処理の対応は現実起こるものとして考えておく必要がある。
- ・岐阜市とか大垣市とか人口密集地に軸足を置いた想定をしないと意味がない。県民を被ばくの被害から守るという視点に立って、それには何が必要か、と逆算していかないといけない。
- ・国のEPZが変わるから県のEPZも変えましょう、ということではなく、県民の被ばく被害をなくすにはどうしたらいいかという観点が必要。
- ・災害廃棄物については、放射性物質にまみれた場合について、今、国で審議中。
- ・焼却に伴って発生する灰の取扱については8,000ベクレル/kgという基準を設けて、8,000ベクレル/kg以下であれば一般の廃棄物として扱い、8,000ベクレル/kg超であれば、一時保管する(安全な処理方法について考える)という国の方針が、昨日まとまったところ。
- ・岐阜県についても、放射性物質にまみれた廃棄物についての処理の考え方は、国のこうした方針に則らざるを得ないのではないかと。国の方針が7月末に出る予定なので、間に合えば、それを踏まえて報告書に盛り込みたい。
- ・EPZについては、岐阜県の地形や気候を考えて、放射性物質の拡散のハザードマップを作ったらどうかという意見も入っているが、計算が大変だということもあり、これは必ずしも容易にはできず、検討段階。専門家に分科会に来てもらい、岐阜県独自でどの程度原子力災害対応の態勢がとれるか、検討はさせていただく。
- ・事故が発生した現状においては、8,000ベクレル/kgという基準はやむを得ないものだと思うが(私は高い基準だと思うが)こうした基準はエスカレートしていく可能性がある。歯止めが効くようなものがあるのではないかと。
- ・地形や気象条件により、ホットスポット(点状に生じる放射能汚染の高い地域)と呼ばれる汚染箇所がまだらに存在しているのが現状。半径何十kmというような、同心円状に広がることを想定する意味はあるのか。現状に照らした対策を岐阜県としてはとるべき。
- ・これまで97項目の課題が挙がっているが、岐阜県特有の課題として、「土砂災害対策」がある。岐阜県は山間部が多く、雨が降ると土砂災害が頻繁に発生している状況。
- ・東日本大震災では土石流等12件、地すべり27件、崖崩れ81件、合計12の県にまたがり、122件の災害で19名が亡くなっているという現実がある。

- ・震度的には大きくはないけれども、揺れが非常に長く続く海溝型の地震が来た場合にも、こうした災害は発生する可能性がある。
- ・崩壊危険箇所については、数年前のデータで20,000箇所ほどあるとのこと。人が住んでいる地域に絞ったとしても、1割(2,000箇所)程度あるということで、これら全てをつぶさにきちんと耐震化することは無理だろうが、少なくとも基幹交通網に相当するところについては、(この中でランク付けもあるだろうが)土砂災害の二次的な被害(土砂崩落による交通遮断等)が起こらないように早く対策を進めていく必要がある。このあたりを提言に加えたい。
- ・(岐阜県だけではないが、)亜炭鉱の問題がある。

人が住んでいる直下で廃坑があるという意味では、御嵩町等がある。こうした場所では陥没事故も発生している。事故が起こった後の復旧については国から補助金が出るが、事前の対策はなかなか難しい。
- ・以前検討したことがあるが、廃坑が(特に浅いところに)あることによって、震度が少し大きくなったりすることがある。
- ・地震による陥没というの也被考えられる。防災拠点となるべき御嵩町役場の下にも亜炭鉱の廃坑があることも分かっていることから、早く対策しなければならない。
- ・こうした地域は、軟弱な地盤で振動的に大きくなる地域とか、液状化の発生確率が極めて高い地域と同じ意味で、地盤による異常な地震動が起こりうる地域と考慮した上で被害想定する必要がある。
- ・広域の火葬計画について。今回の震災で、被災自治体独自で火葬ができないという事態が起きた。県として、各自治体ごとの状況が早く把握できれば分散・調整ができるだろうから、情報を早く収集・発信できるシステム開発につながる課題だと言える。
- ・燃料問題については、さきほど医療分野でも燃料確保の点で挙がっていたが、警察や消防等救助に関わる活動でも燃料は重要なので、県と地元業者間で協定を締結してもらいたい。(結んでいるのであれば、より強固なものにしてもらいたい。)